

平成 23 年

第 1 回市議臨時会 議案第 4 号

函館市国民健康保険条例の一部改正について

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 5 月 23 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和 44 年函館市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 6 中「48 万円」を「50 万円」に改める。

第 13 条の 6 の 10 中「13 万円」を「14 万円」に改める。

第 13 条の 11 中「10 万円」を「12 万円」に改める。

第 19 条第 1 項各号列記以外の部分中「48 万円」を「50 万円」に改め、同条第 2 項中「48 万円」を「50 万円」に、「13 万円」を「14 万円」に改め、同条第 3 項中「48 万円」を「50 万円」に、「10 万円」を「12 万円」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

（東日本大震災等の被災者に係る保険料の減免申請書の提出期限の特例）

第 7 条 当分の間、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震およびこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）もしくは長野県北部地震（同月 12 日に長野県北部において発生した地震をいう。）による災害（以下これらを「震災」という。）または同月 11 日以後に発生した災害で震災に関連すると市長が認めるものにより被害を受けた者が同年 4 月 1 日以後の賦課に係る保険料の減免を受けようとする場合における第 24 条第 2 項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、納期限までとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第13条の6、第13条の6の10、第13条の11および第19条の規定は、平成23年度以後の年度分の保険料について適用し、平成22年度分までの保険料については、なお従前の例による。

( 提案理由 )

保険料の基礎賦課限度額等を改定し、および東日本大震災等の被災者に係る保険料の減免申請書の提出期限の特例に関する規定を整備するため